

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的な取扱いについて

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により介護保険事業者の皆様には厚生労働省等の通知に沿った臨時的な対応をお願いしているところではありますが、今回は皆様からいただいたご質問をもとに茨木市としての解釈を交えてご説明させていただきます。なお、この取扱いについては、居宅介護支援、介護予防支援の方ともに同様の取扱いとし、今後厚生労働省等から明確な通知が出された場合は変更する可能性があります。また、本取扱いは新型コロナウイルス感染症のための臨時的なものであり、終了時期については改めて通知いたします。

問1 サービス内容の変更等に伴うケアプランの変更は、どのような取扱いが可能か。

(答) 通所介護事業所が感染症対策として、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、訪問によるサービス提供を行う場合等、ケアプランの内容に変更がある場合は、ケアプランの記載の見直しが必要となります。サービス担当者会議の実施は不要ですが、禁止するものではないため、状況に応じて適切な方法で実施してください。

【「介護保険最新情報 vol.816 問1」(令和2年4月10日)】

茨木市での具体的な取扱い

- ・ サービス提供前に利用者に説明を行い、同意を得る
- ・ ケアプラン(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直し(見え消し可)を行う
- ・ 利用者に文書による同意をもらう(第1表欄外等) ※サービス提供後で差し支えない
- ・ 事業所への再交付は不要だが、状況に応じて行う

問2 モニタリング及びサービス担当者会議に関する茨木市の通知で、利用者等が居宅訪問の自粛を要望していなくてもケアマネジャーや法人の判断で自主的に自粛することは可能か。

(答) 可能です。その際は利用者等に十分説明を行うようにしてください。

【「新型コロナウイルス感染症の影響によるモニタリング及びサービス担当者会議の臨時的な取扱いについて(通知)」(茨介護第5895号 令和2年3月9日)】

【「介護保険最新情報 vol.773 問9」(令和2年2月28日)】

問3 利用者の自宅を訪問できない場合、ケアプランや利用票等への文書による同意はどのような方法で行うのか。

(答) 利用者等への説明を行った上で、ポストインや郵送等で対応してください。
書面による利用者の同意の確認が後日になっても差し支えありませんが、口頭での説明は事前に行い支援経過等に記録してください。

問4 ケアプラン作成に伴うアセスメントにおいて、利用者の自宅を訪問し面談することができないため、電話等での対応は可能か。

(答) 可能です。初回アセスメントにおいても同様ですが、確認した事項について詳細に記録してください。また、その際は利用者等に十分に説明し、理解・同意を得るようにしてください。

問5 新規契約者で自宅を訪問できない場合、契約に伴う事務手続きを電話や郵送等で行うことは可能か。

(答) 重要事項の説明や契約については必ずしも対面でなければならないことはないため、電話等での説明、契約のサインを郵送でやり取りすることは認められます。
ただし、後日トラブルがないよう懇切丁寧に行ってください。また、必ずしも現段階で進めなければならない契約かどうかは利用者等と十分に相談してください。

《お知らせ 2交代制による勤務について》

本市では、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の発出をふまえ、緊急事態宣言の期間中においては、各課において職員を2交代制とし、一方の班に感染者が発生した場合でも業務を継続できる体制としています。

上記体制の実施に伴い、職員の出勤数が半減することから、窓口等においてお待ちいただく場合やお問合せにすぐ返答できない場合がございますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。



テキセイカ

この緊急事態を一緒に乗り越えていきましょう。
ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願ひします。